

長野県中小企業融資制度のご案内

創
設

経営健全化支援資金 (関税対策)

ご融資 条件	貸付限度額	設備資金6,000万円 運転資金8,000万円
	金 利	年1.2%
	貸 付 期 間	設備資金 10年 (据置2年) 運転資金 7年 (据置2年)
	貸付対象者	ア 米国関税措置の影響を受け、最近3か月の売上高が前3か年のうちいずれか同期に比べ5%以上減少している者 イ 米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少しており、かつその後1か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減少すると見込まれる者
	信用保証料	0.44%以内 (事業者選択型制度を利用の場合は、1.325%以内)
その他	- 令和7年6月13日申し込み分から取扱開始 - 事業者は経営向上計画書（関税による影響）を作成 - 借換での利用は不可	

よくあるお問合せ



貸付対象者イの「最近2か月の売上高」とは？
また、「その後1か月を含む3か月間」とは？

直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及びその前1か月を含む2か月分の売上高の合計のことです。

例）令和7年7月時点で、4月の試算表が最新の場合
令和7年3月～4月の売上高の合計と
令和6年3月～4月の売上高の合計を比較します。

加えて

令和7年3～4月の売上実績と5月の売上高見込の合計と
令和6年3～5月の売上実績の合計を比較します。

上記二つが5%以上減少しているか確認してください。



利用できる業種に制限はありますか？
また、米国関税措置の影響を受けていることは、
どのように説明すればいいですか？

貸付対象者に該当すれば、利用業種に制限はありません。
また、本資金を利用する際に添付する「経営向上計画書」に、
米国関税措置の影響を受けての「現状の問題点・課題及び
その背景」を記入してください。